

## 再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（水質保全対策事業）					
地区名	将監地区					
事業箇所	西尾市					
事業のあらまし	<p>本地区は、愛知県中南部の西尾市に位置する、1級河川矢作川流域に広がる平坦な水田地帯であり、用排水路の計画的な施設整備、ほ場整備等による区画整理がなされ、優良農地が多い地区である。</p> <p>将監用水路は、水質汚濁による農作物への障害を除去し、営農の安定を図ることを目的に昭和45～57年度に県営水質障害対策事業将監地区により用排兼用水路から用水を分離する用水路整備が行われた。その後、20年以上経過し施設の老朽化が進み、安定した用水供給に支障をきたす状況となっていた。</p> <p>このため、機能低下した用水路を改修し用水の安定供給を図り、農業経営の安定化に資するため、平成18年度より県営水質保全対策事業将監地区により事業を実施している。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>用水路（L=6,231m）を改修することにより、施設の安全性の確保、用水の安定供給を図り、農業経営の安定化に資する。</p> <p>【達成（副次）目標】</p> <p>該当なし。</p>					
計画変更の推移		事業採択時（H18）	事業採択時（H23）	再評価時（H27）	変動要因の分析	
	事業期間	H18～H23	H18～H31	H18～H31		
	事業費（億円）	8.4	25.7	27.6		
	経費内訳	工事費	7.4	23.3	25.1	自然増、消費税増
		用補費	0.4	0.7	0.8	自然増、消費税増
		その他	0.6	1.7	1.7	
事業内容	用水路 L=2,090m	用水路 L=6,231m	用水路 L=6,231m			
II 評価						
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事業採択時（H18）の状況】</p> <p>既設用水路は経年的劣化により漏水が発生し応急的に対応を行ってきており、用水路整備の必要性が高まっていた。</p> <p>【事業採択時（H23）の状況】</p> <p>老朽化が進んでおり、必要性が増大している。</p> <p>【再評価時（H27）の状況】</p> <p>老朽化の進行状況は変わっておらず、必要性に変化はない。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>受益面積について若干の農地の減はあるが、施設の老朽化が進み、安定した用水供給に支障をきたしている状況は変わっていない。</p>				
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>【理由】</p> <p>施設の老朽化状況は変わっておらず、整備の必要性に変化がないため。</p>			



1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】

当該事業による費用の、自然増等社会情勢の変化による増。  
 作物生産効果の、算定基礎条件の変化による増。  
 地区受益面積の減。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】

区分		事業採択時 (基準年: H17)	事業採択時 (基準年: H22)	再評価時 (基準年: H27)	
費用 (億円)	当該事業による費用	8.4	24.5	27.4	
	その他費用 (関連事業費+資産価格+再整備費)	-	11.2	24.1	
	合計(C)	8.4	35.7	51.5	
効果 (億円)	作物生産効果	-	42.3	61.9	
	維持管理節減効果	3.1	0.5	△ 4.0	
	営農経費節減効果	-	△ 5.2	△ 5.8	
	更新効果	8.1	-	-	
	合計(B)	11.2	37.6	52.1	
	(参考)	受益面積 (ha)	400	382	369
	算定 要因	水稻 (ha)	256	245	236
		大豆 (ha)	128	122	118
		小麦 (ha)	128	122	118
	費用対効果分析結果(B/C)		1.33	1.05	1.01

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(平成19年9月農林水産省農村振興局企画部土地改良課・事業計画課監修)に基づき算定を行った。

【変動要因の分析】

関連事業費の増による総費用の増。  
 作物生産効果の算定基礎条件の変化は、事業未実施の場合の前提条件の考え方が確定されたため。(作物単収)  
 農地転用に伴う農地面積の減少。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【事業採択時(H18)の状況】

該当なし。

【事業採択時(H23)、再評価時(H27)の状況】

該当なし。

【変動要因の分析】

該当なし。

判定

B

A: 前回評価時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。  
 B: 前回評価時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。  
 C: 前回評価時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。

【理由】

事業採択時(H23)と比べ低下が見られるが、十分な事業効果の発現が見込まれる。

III 対応方針(案)

継続

中止: 上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。  
 継続: 上記以外のもの。

**IV 事後評価実施の有無と主な評価内容**

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

用水施設として、5年後の維持管理状況及び営農状況の把握・確認により評価を行う。

**V 事業評価監視委員会の意見**

**VI 対応方針**